

JP ドメイン名紛争処理業務電子化に関する調査結果

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター事務局

日本知的財産仲裁センター(JIPAC)が行っている、JP ドメイン名紛争処理業務を完全電子化する手段の実現可能性に関する検討を行ったので報告する。

1. 要件

第2回 DRP 検討委員会では、JP ドメイン名紛争処理業務の完全電子化について主に議論が行われた。議論で挙げられた主な点は以下の通りとなる。

- 提出物はすべて電子媒体とする
- 電子メールでなく、クラウド上でファイルをやり取りできること（JIPAC 側および相手方のメール受信容量制限の回避）
- データ量は年間1ギガバイト程度
- ステークホルダー毎にアクセス権限を設定できる必要がある

2. 調査・検討概要

2017年4月12日にJIPAC事務局にて業務の流れに関する聞き取り調査結果を実施した。それを元に、JIPACの別の業務ですでに利用されている、株式会社インターネットイニシアティブ(IIJ)のクラウド文書保存・交換サービス(DOX)を1ヶ月試用し、実際の作業を想定しながらアカウントおよびフォルダーの設定、ファイルのアップロード/ダウンロードなどを実施した。DOXサービスは標準の機能のみを利用しており、オプションサービスの利用やカスタマイズのための外付けシステムの開発・利用などは行っていない。

3. 調査結果

3.の通り試用してみたところ、特に問題点は発見されず、クラウド文書保存・交換サービスを使った電子化は問題なく可能という見通しを得た。なお、当該サービスを利用するための費用は年間110万円程度である。

4. 課題

調査結果を同年8月30日にJIPACを訪問の上、部会長ならびに事務局担当者に伝えたところ、以下の課題が浮上した。

技術的課題：

- フォルダー構造：JPNICでの想定と、JIPAC事務局担当者が使いやすいと思う構造に

違いがあり、さらなる検討が必要。

- アカウント作成：JPNIC での想定では使いまわすこととしていたが、JIPAC 側は、使い回しは行いたくないとの意向で、さらなる検討が必要。

体制・運用面の課題：

- 裁定書への捺印：現在裁定書は捺印した紙で発行、保存しているため、手続きが電子化された後の手順には工夫が必要。捺印が担う役割を電子化することに関しては、裁判所の手続きが電子化されていない現段階では否定的な見解が示された。
- 試験運用：各ステークホルダーの作業を完全にシミュレートする試験運用期間を新システムの利用開始前に設ける必要がある。
- パネリスト・事件管理者への展開：紙媒体を好む方々に対する説得・トレーニング実施支援が必要となる可能性がある。
- 移行体制：JIPAC 事務局の業務量が増えており、2017 年度は本件の移行に割く時間を取ることに困難と伺っている。

5. 考察

当初の目論見通り、JIPAC が既に使っているクラウド文書保存・交換サービスを使っの業務を実施することは、技術的には問題ないと考える。電子化への移行に際する体制、教育など課題はあるものの、解決の見通しはあり電子化は可能と考える。ただし、JIPAC での受け入れ評価などは2018年度以降となる見込みで、時期に関しては今後調整が必要である。

以上